

令和 8 年

寒河江市農業委員会第 5 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第 5 回総会

日 時 令和 8 年 5 月 2 5 日（月）午前 9 時 0 0 分
会 場 寒河江市役所 1 階 議会会議室

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
1 0 番 大 泉 孝 彦	1 1 番 鈴 木 浩 之	1 2 番 原 田 義 人
1 3 番 芳 賀 宏	1 5 番 奥 山 浩 二	1 6 番 布 施 功 子
1 7 番 片 桐 道 雄	1 8 番 木 村 三 紀	

事務局

事務局長補佐（総括） 佐 藤 陽 一	事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広
農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎	農 地 係 主 事 鈴 木 颯
総 務 係 主 任 清 野 倫	

報告事項

- （１）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- （２）工事進捗状況報告書について
- （３）農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第 4 条第 1 項但書き）農地の用途変更について
- （４）農地の転用事実に関する照会について

議事

- （１）議第 1 7 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- （２）議第 1 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- （３）議第 1 9 号 非農地証明願の審議について
- （４）議第 2 0 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議

について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第5回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数17名中、出席委員17名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、9番安孫子委員、11番鈴木委員にお願いします。

次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですが、事務局からありませんか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第１７号から議第２０号までの議案について一括上程します。

（１）議第１７号「農地法第３条の規定による許可処分について」

（２）議第１８号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」

（３）議第１９号「非農地証明願の審議について」

（４）議第２０号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」

以上、議第１７号から議第２０号まで、一括上程致します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
片桐会長職務代理者、報告をお願いします。

片桐会長職務代理者 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 １７番、片桐です。
去る５月１５日に開催されました事前審査会の報告を行います。
事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区

担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件、非農地証明願案件1件の合計2件を審査しました。

議第17号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位49番です。「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっております。申請書及び取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する譲受人は、宮城県仙台市在住の56歳の女性で、実家の父の農地を使用貸借し、農業を営もうとするものです。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書等によりますと、子育てが一区切りつき、昔から好きだった草花など自然と触れ合う仕事にチャレンジしたい気持ちが強くなり、実家の土地を活用し、大好きなバラを生産し、6次化産業に取り組みたいと思ったためとのことでした。申請地には既にバラが栽培されており、引き続きこのままであれば問題ないと判断しました。なお、先月4月の総会には隣接する場所に事務所・店舗兼バラ加工作業所の農地転用申請がなされております。事前審査会においては、異議なしとされたところですが、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第19号「非農地証明願の審議について」順位1番、西根地区の案件です。申請地は、大字日田字後田にある土地で、昭和60年10月15日に農地法第4条ただし書きの規定による届出を行い、農作業小屋として利用されており、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については３０分程度としまして、９時３０分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 ９時０９分

再開 午前 ９時３０分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第１７号「農地法第３条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。

木村議長

はい、山田委員。

山田委員

１番、山田です。

議第１７号「農地法第３条の規定による許可処分について」、７ページをご覧ください。順位４８番と４９番ですが、５月１０日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行っております。初めに順位４８番。

（議案書順位４８番朗読）

地図をご覧ください。場所は、ふるさと総合公園入口、高速道路のアンダー手前、丁字路付近の農地となります。地図

の濃く塗りつぶされている部分は借人の耕作地で、現在桃が植栽されております。道路の角部分の貸人の畑と隣接しており、今後桃栽培の面積、規模拡大を図ることから、何ら問題ないということで確認してまいりました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位４９番。

(議案書順位４９番朗読)

地図をご覧ください。マックスバリュ寒河江中央店とマルトクを挟んで、道路向かいであります。貸人と借人は親子関係で、この度農地を使用貸借のうえ、露地のバラを、現在植栽なっておりますが、今後販売エリアを拡張しながら、農業経営を行っていくというものであります。当日、借人と直接面談することができまして、今後の営農体系につきまして聞き取ることができました。先ほどあったとおり、借人は現在仙台市在住でありますけれども、定期的に往復しながら就農になるということで、申請どおりであれば何ら問題はないということで判断をしてまいりました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位４８番、４９番は、農地法第３条調査書に基づく調査の結果、農地法第３条第２項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第１７号「農地法第３条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第１７号は、原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第１８号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。

木村議長

はい、山田委員。

山田委員

1 番、山田です。

議第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、9 ページをご覧ください。順位 15 番。

(議案書順位 15 番朗読)

場所は、司法書士山内事務所の付近で、片桐酒店の道路向かいになります。現在畑となっておりますが、この度、農地転用の申請により、2 区画の宅地分譲を進めていく計画であります。周りは既に住宅が建ち並んでおりますので、計画どおりであれば、何ら問題はないと確認してまいりました。さらに、申請地の隣に芳賀にここ農園のビニールハウスが設置されておりますけれども、農地への影響も抑えられると判断してまいりました。5 月 10 日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行ってまいりました。

事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 順位 15 番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地であっても、通常宅地

分譲は認められておりませんが、用途地域にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第 18 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第 19 号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員

はい、議長。

木村議長 はい、西尾委員。

西尾委員 4 番、西尾です。

議第 19 号「非農地証明願の審議について」、11 ページをご覧ください。

(議案書順位 1 番朗読)

地図をご覧ください。左上の方が国道 112 号の J A アグリの交差点になります。そこから、住宅地の方に入ってきて、住宅地と農地の境目にある場所になります。5 月 12 日に西根・三泉地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。こちらは農作業小屋として利用されており、非農地証明願は仕方ないと判断したところです。

事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) 特にありません。

木村議長 ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いし

ます。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 19 号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第 19 号は原案のとおり決定しました。

次に、議第 20 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。

布施委員

はい、議長。

木村議長

はい、布施委員。

布施委員

16 番、布施です。

議第 20 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、13 ページをご覧ください。順位 7 番。

(議案書順位 7 番朗読)

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

 続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 7 番は非農地にするための申請となります。現在も耕作されておらず、やむを得ないと考えます。
 以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 それでは、これより質疑に入ります。
 ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

芳賀委員 一点、よろしいでしょうか。

木村議長 はい、どうぞ。

芳賀委員 地図上に がないようですが。どこにあるのでしょうか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 表記が隠れてしまってます。

木村議長 の下側。ここはとてもややこしくて。細かい農地がたくさんあって。

木村議長 これに 君の名前載ってないようだが。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　ここの三角の所も染まらなければいけないのですが、間に所在不明の方がいらっしゃって、その部分は保留となっているようです。

こちら地域計画から除外になりますと、農業委員会に土地の所有者の方々から非農地証明願が提出されますので、それで農地以外に地目変更の登記を申請するということになります。

以上です。

木村議長　ありがとうございました。
他にございませんか。

（発言なし）

木村議長　意見がないようですので、採決いたします。
議第２０号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　全員賛成ですので、議第２０号は原案のとおり決定しました。

これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

閉会　午前９時５０分

令和8年5月25日

第5回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 9番委員.....安孫子智.....

議事録署名委員 11番委員.....鈴木浩之.....